

自主防災組織の補助の概要

①

<町内会の自主防災活動補助（自主防災組織事業補助金）>

■ 事業の趣旨

地域住民が自主的な防災活動の促進を図り、コミュニティの振興を図ることを目的として自主防災組織を結成して実施する事業に要する経費の一部を補助するものです。備品購入につきましては、補助限度額20万円（小型動力ポンプ・浄水装置は補助限度額50万円）、補助率2分の1となっております。

■ 事業主体

自主防災組織・自衛消防隊を組織している町内会です。

■ 補助の対象品目および経費

交付決定以前に購入された備品は補助対象外となります。

■ 自主防災組織事業補助金交付の注意点

・ 補助対象外になる物品

マンションや町内会集会所など消防法で義務付けられている消火器、消火器のリサイクルシール、消火器詰替え、電池、AEDパッド、バッテリー、AEDリース料金、マグネット、ステッカー、自動車、バイク、替え刃、食器、割りばし、消耗品、備品修繕料、定期的に発刊している地域の広報紙 等

※補助対象となっている備品であっても、各ご家庭に配布するなど、個人での利用を目的とする場合は、補助の対象外とさせていただきます。

・ 金額が変更になる場合

交付決定後に金額が変更になる場合は、手続きが必要になります。手続きがない場合は、補助金が交付できません。

	対象物品	補助の割合	補助限度額
① 運営事業補助	(自主防災組織運営事業計画書 様式第1号を提出のこと)	定額	19,000円
② 備品等 購入事業補助	小型動力ポンプ 浄水装置	事業費の <u>2分の1</u>	500,000円 (千円未満切捨)
③ 備品等 購入事業補助	消火栓器具(消防用ホース、器具収納庫含む)、消火器(中身の詰替、リサイクルシールは対象外)、消火器収納庫、組立式水槽、軽可搬式動力ポンプ、消火用バケツ、発電機、投光器、コードリール、可搬式ウインチ、チェーンソー、エンジンカッター、救助用工具(工具袋・油圧式ジャッキ・番線カッター・バール・斧・鉄ハンマー・折込鋸)、救急セット、担架、車椅子、AED、ヘルメット、法被、ジャンパー、腕章、活動服一式(消火活動用)、消防用長靴、チェーンソー・エンジンカッター保護衣一式(保護メガネ、ゴーグル、耐切創用手袋、下肢の切創防止用保護衣、耐熱・難燃性のある保護衣)、携帯用無線機、トランシーバー、携帯拡声器、防災スピーカー(設置工事費含む)、資機材倉庫(設置工事費含む)、鍋、釜類、かまどベンチ(製作に要する経費含む)、炊飯装置、ガスコンロ(ガスボンベ等燃料のみの購入を含む。)、非常食品(アルファ米、カンパン、飲料水等のうち5年以上長期保存できるもの。)、毛布・寝袋、トイレ用凝固剤、携帯トイレ、紙おむつ・生理用品、トイレトーパー、ブルーシート等のビニールシート、土のう袋、テント、仮設トイレ、リヤカー、避難誘導棒、安全コーン、隊旗、誘導旗、のぼり旗、脚立、はしご、エレベータ用防災セット(中身のみの購入は除く)、その他市長が特に認めるもの	事業費の <u>2分の1</u>	200,000円 (千円未満切捨) (限度額については、③と④合わせて200,000円)
④ 防災啓発事業	・防災啓発誌(自ら企画立案したもの。)作成に係る印刷製本費等(防災マップやカレンダー等全戸配布するものに限る。) ・災害時に使用する様式等の印刷製本費	事業費の <u>2分の1</u>	

②、③、④は併用可能となっております。(購入例 その1～3を参考にしてください。)

	対象物品	補助の割合	補助限度額
⑤ 滋賀県自治 振興交付金対 象防災備品等 購入事業	(消火用資機材) 組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ等 (救助用資機材) 携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウインチ、チェーンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ等 (その他) 炊飯装置、資機材庫、掛矢、ヘルメット、法被、手袋、長靴、担架、雨量計等	市補助費の 2分の1	300,000円 (千円未満切捨)
		注意! ・必ず救助用資機材を1品目購入し、事業費が30万円以上になること。 ・この県事業による補助を受けられるのは、1回限りとなっております。(2回受けることができません。)	

(購入例 その1)

① 運営費	19,000 円	①
③ チェーンソー・発電機【消費税込金額】 (77,000+440,000)→517,000×1/2=258,500≒258,000	200,000 円 (限度額 200,000 円)	③
補助合計額①+③ (千円未満切捨)	219,000 円	

(購入例 その2)

① 運営費	19,000 円	①
③ 資機材倉庫【消費税込金額】 (165,000) × 1/2 = 82,500 ≒ 82,000	82,000 円	③
④ 防災啓発誌【消費税込金額】 (55,000) × 1/2 = 27,500 ≒ 27,000	27,000 円	④
補助合計額①+③+④ (千円未満切捨)	128,000 円	

(購入例 その3)

① 運営費	19,000 円	①
② 小型動力ポンプ【消費税込金額】 (1,500,000) × 1/2 = 750,000	500,000 円 (限度額 500,000 円)	②
③ 投光器【消費税込金額】 (55,000) × 1/2 = 27,500 ≒ 27,000	27,000 円	③
補助合計額①+②+③ (千円未満切捨)	546,000 円	

注) ⑤滋賀県自治振興交付金対象防災備品等購入事業については、前年度中に申請の意思表示を行うことが条件になっておりますので、補助を希望される場合は、事前に御相談ください。

■ 防火防災訓練計画書については、以下の所轄消防署へ提出してください。

学区・地区	提出先
草津学区 大路区 渋川学区 山田学区 笠縫学区 笠縫東学区 常盤学区	西消防署 (草津市上笠町477番地1) TEL 568-0119
志津学区 志津南学区 矢倉学区 老上学区 老上西学区 玉川学区 南笠東学区	南消防署 (草津市野路九丁目1番46号) TEL 564-4951

■ 問い合わせ先 草津市役所 総合政策部 危機管理課

TEL 077-561-2325

自主防災組織事業補助金交付の流れ

②

補助金の申請について(今回の通知)



防火防災訓練実施計画書 (消防署提出用)

※防火防災訓練計画書は、訓練災害補償制度(7日以上の通院などに対し療養補償を行います)を受ける際に必要な書類になりますので、必ず管轄の消防署へ提出し、訓練内容の打ち合わせを消防署と行ってください。

(西消防署 Tel.077-568-0119 南消防署 Tel.077-564-4951)

申請書提出 (9月30日締切)



補助金交付申請書、運営事業計画書、防災備品等購入計画書を市へ提出

※申請者印は町内会長印(角印)を使用してください。

※消費税を含む内容の見積書を添付してください。(コピー可)

※見積金額と購入金額に差異が生じないようにしてください。

※備品を購入、かまどベンチを製作する場合は、設置場所のわかるもの(地図のコピーに目印を付けたもの等)を添付してください。

※購入予定月日は、申請日より1か月以上の余裕を持たせてください。

交付決定(随時)



交付決定通知書、概算払請求書送付

※備品は交付決定通知書到着後に購入してください。

交付決定前に備品を購入された場合、補助の対象外となります。

※概算払いを希望する場合は請求書を市へ提出(振込先記入、押印)してください。

概算払い(随時)



希望する町内会のみ。

備品購入、かまどベンチ製作



交付決定通知書到着後に購入または製作をしてください。

実績報告書の提出のお知らせ(11月上旬)



実績報告書提出(1月末日締切)



実績報告書、事業実績報告書、防災備品等購入実績報告書を市へ提出。

※請求書や納品書など明細の分かるもの(写)、領収書(写)、設置位置図および写真を添付してください。

補助金額確定通知(随時送付)



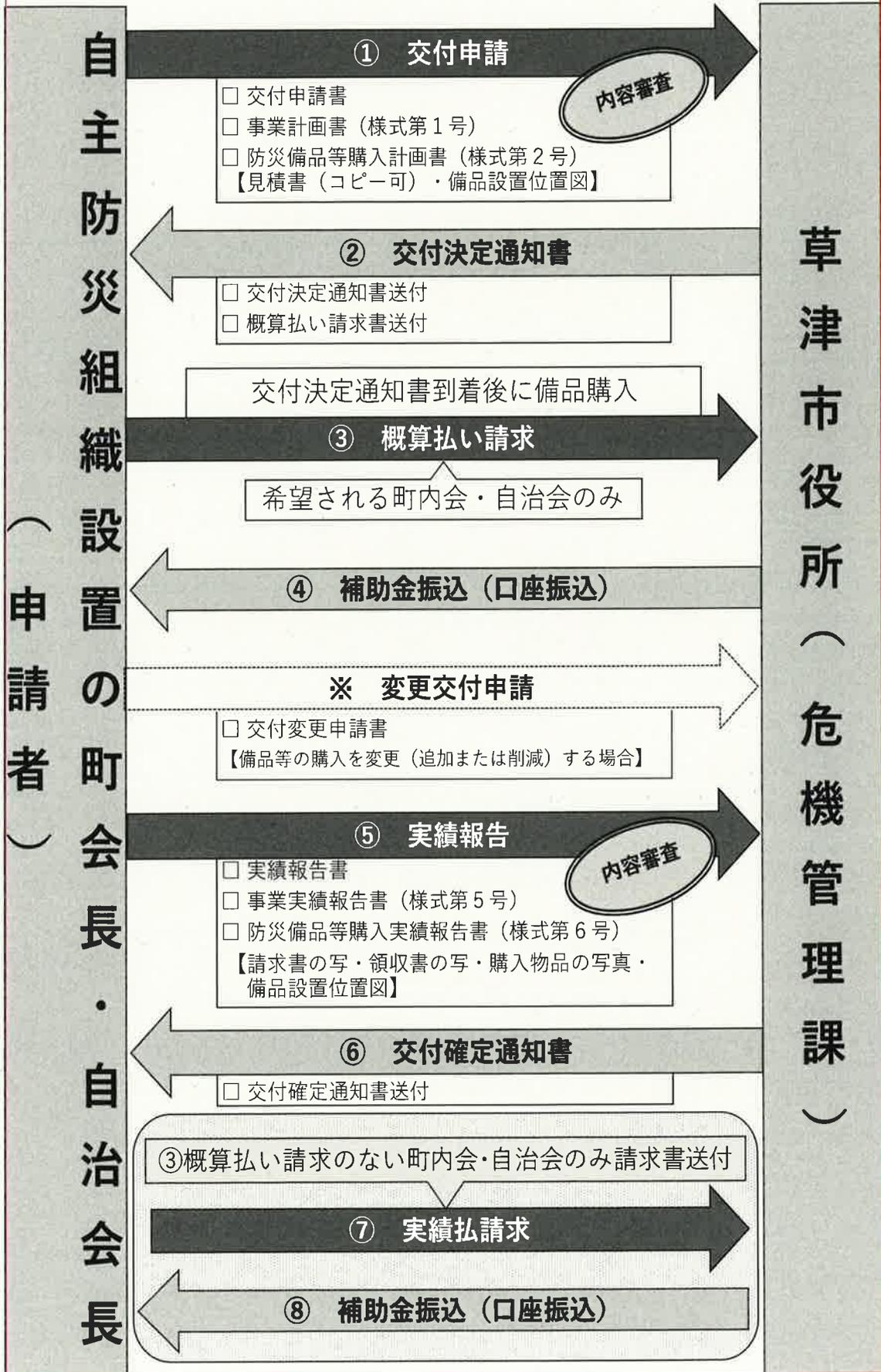
確定通知書の送付

※概算払いのない町内会のみ請求書を同封します。

実績払い(概算払いのない町内会のみ)

補助手続きフロー図

※交付申請から補助金振込までの流れ



自主防災組織設置の町会長・自治会長
(申請者)

草津市役所(危機管理課)

